

双葉町告示第 35 号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この効力は、同法同条第 2 項の規定による告示の日から生ずる。

令和 8 年 9 月 1 5 日

双葉町長 伊澤 史朗

1. 区 域 中野地区の一部
(別紙のとおり)

変更調書

新			旧		
大字	小字	地番	大字	小字	地番
中野	竹ノ花	159 番	中野	宮ノ脇	1 番 3
		161 番			1 番 4
		162 番			1 番 5
		160 番		高田	1 番 9
中野	宮ノ脇	1 番 8、1 番 10	中野	高田	1 番 8、1 番 10
		1 番 16		竹ノ花	1 番 16
中野	塚ノ前	3 番 2、3 番 4	中野	舘ノ内	3 番 2、3 番 4
		1 番 4、37 番 4		堂ノ前	1 番 4、37 番 4
中野	江又	54 番 2	中野	舘ノ内	54 番 2
中野	原田	29 番 2、29 番 6、 29 番 7、61 番 8、 82 番	中野	江又	29 番 2、29 番 6、 29 番 7、61 番 8、 65 番
		52 番 3、52 番 4、 54 番 7		塚ノ前	52 番 3、52 番 4、 54 番 7